

# 中京大学文化会・大学祭実行委員会活動再開ガイドライン【0620改訂】

変更点

## まん延防止等 重点措置適用中

- ・「活動できる条件」を満たした場合に限り、本ガイドラインに沿った一部の活動を認める
- ・**会食（飲食を伴うミーティング含む）やコンパ、合宿等宿泊を伴う活動については禁止**
- ・勧誘については、引き続きHPや学内掲示、SNS等を利用すること

- 1、活動再開の許可
- 2、屋内における人数制限の変更
- 3、活動時間の変更

### 【活動できる条件】

体温、体調等の入力 (毎日)

活動報告書の提出 (毎回)

下記ガイドラインの順守

厚生労働省  
新型コロナウイルス  
接触確認アプリのインストール

### 【事前申請書類の提出】

文化会・大学祭  
活動再開申請書

活動計画

保証人承諾書  
(同意書)

### ▽中京大学文化会・大学祭実行委員会活動再開ガイドライン

屋外 1名/4㎡  
屋内 各教室毎に  
人数を制限  
※音楽系団体については  
演奏時に2m毎の間隔を  
開けること

6限終了時まで  
時間内における活動時間に  
制限はなし  
※準備、片付け含む

マスクの着用  
※15分以上マスクを  
外して活動をしない  
※もしマスクを着用しての活動が難しい場合は、必ずソーシャルディスタンスを保つ

適切な換気  
※屋内のみ

活動前後  
の手洗い

ミーティング  
はWEB等を  
活用

用具等  
の消毒

部室・シャワー  
ルームへ長時間  
滞在しない

マイボトル、  
マイタオル  
の持参

鼻水、唾液  
の付いたゴミ  
はゴミ箱へ

大声で会話、  
応援等をしない

### 活動に参加させない

平熱を超える発熱がある  
一般的な発熱37.5℃以上  
(感染症法)

倦怠感がある  
(少しだるい、だるい)

咳がでる  
(少しあり、あり)

喉に痛みがある  
(違和感がある、痛みあり)

嗅覚・味覚に異常がある  
(違和感あり、異常あり)

同居人や身近な知人に感染  
が疑われる者がいる  
(あり)

自宅で療養

かかりつけ医等の受診

- (1)息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- (2)基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患など)がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方である場合
- (3)(1)(2)以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪症状が続く場合
- (4)(1)~(3)にかかわらず強い症状と思う場合

症状が4日以上続く

症状が4日以内に回復

- 以下のいずれにも該当
- ①発症後、少なくとも8日~10日程度が経過している
  - ②各種薬剤の内服のない状態で、発熱・咳・下痢・全身倦怠感などが消失してから、少なくとも5日が経過している

帰国者・接触者相談センター、地域の診療所へ電話で相談

活動に復帰

# 中京大学文化会・大学祭実行委員会 対外交流・合宿ガイドライン【0620改訂版】

## ↑ 学外への遠征

文化会・大学祭実行委員会活動再開ガイドラインに基づいた感染症防止策



**合宿等宿泊を伴う活動は禁止です**

※十分な感染症予防対策ガイドラインがない宿泊施設の場合は、宿泊先の変更をお願いする場合があります。

or

【発表会を含む大会等の場合】

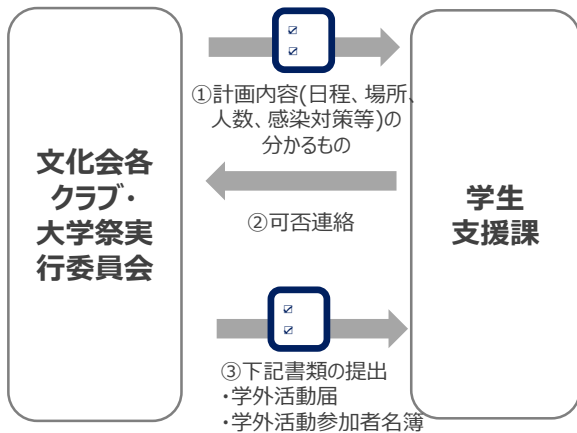


連絡先及び健康状態申告書兼承諾書の提出



厚生労働省新型コロナウイルス接触確認アプリのインストール

▽学外遠征に係る手続き



## ↓ 学内への受け入れ

文化会・大学祭実行委員会活動再開ガイドラインに基づいた感染症防止策



- ※1 感染者発生時のため活動履歴及び連絡先等を取得するため
- ※2 健康状態の確認を行い参加可否を判断するため
- ※3 感染者が発生した場合に、本学文化会学生との接触確認を行うため（クラブ学生全員へのインストールを条件とする）

▽活動

種類

参加者にお願ひすること

単発型

・合同練習  
・発表会を含む大会  
・上記に伴う広播（関係者のみ）



**学内への受け入れは原則禁止です**

継続型

・入部を検討している新入生・在学生の活動参加

活動報告書の提出  
(毎回)

厚生労働省  
新型コロナウイルス  
接触確認アプリのインストール※3

※各クラブの指導者は部員と同様の管理を実施

▽合宿（学内における宿泊を伴う活動）

**禁止**

▽単発型・継続型活動、本学主催記録会・大会等の手続き

